

「玄海原子力発電所第3号機 抽出オリフィス廻り弁・配管取替工事に係る
設計及び工事計画変更認可申請書の一部補正」に関する
核物質防護規定及び保障措置への影響について

玄海原子力発電所第3号機 抽出オリフィス廻り弁・配管取替工事に係る設計及び工事計画変更認可申請書の一部補正に関する核物質防護規定（以下、「PP規定」）及び保障措置への影響の有無についての確認結果は以下のとおり。

1 申請の概要

- 玄海原子力発電所第3号機 抽出オリフィス廻り弁・配管取替工事は、平成24年2月9日付け平成24・01・23原第5号にて認可を受けていたが、新規制基準の施行を受けて工事時期を延期し、工事未着手の状態となっている。
- 本工事について次回定検で実施する目途がたったことから、新規制基準の要求を受け新たに追加・変更された要求事項に対する適合性等を示すため、令和4年11月9日に設計及び工事計画変更認可申請の手続きを実施している。
- 今回、審査事項の反映及び記載の適正化を目的として補正申請を実施する。
 - 今回の工事の検査において、一部、旧法に基づく使用前検査を実施することを考慮した記載を追加。
 - 適合性の確認が必要な条文として、技術基準規則第14条第2項を追加し、新規制工事計画時の健全性の設計を変更するものではない旨の記載を追加。
 - 溢水評価の防護設計等に影響がない理由の記載を追加。
 - 今回の工事が地盤の支持性能に影響を及ぼさない旨の記載を追加。
 - その他記載の適正化

2 核セキュリティ、保障措置への影響

- 核セキュリティ：影響なし
(理由)
 - ・ 防護対象の追加等はない
 - ・ 核物質防護に係る設備や運用の変更等はなく、侵入防止対策に係る性能への影響はない
- 保障措置：影響なし
(理由)
 - ・ 原子炉等規制法に基づく計量管理規定の変更認可が不要
 - ・ 計量管理規定記載の設計情報質問表（DIQ）の変更が不要
 - ・ 計量管理規定記載の封印又は監視装置（査察カメラ）の移設又は新規設置が生じず、管理に支障が生じない
 - ・ サイト内建物報告の観点から、恒久的な建物・構築物を新たに建設しない
 - ・ 既存の査察実施方針に影響がない